

## 第 1 2 7 号議案

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区こども科学館条例の一部を改正する条例

足立区こども科学館条例（平成 5 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（施設）

第 3 条の 2 科学館の施設は、次のとおりとする。

- （ 1 ） プラネタリウムホール
- （ 2 ） イベントホール
- （ 3 ） 研修室
- （ 4 ） コンピュータルーム
- （ 5 ） 駐車場
- （ 6 ） その他教育委員会が定める施設

第 4 条を次のように改める。

（休館日）

第 4 条 科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、第 1 4 条第 1 項の規定により科学館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （ 1 ） 1 月 1 日から同月 4 日まで
- （ 2 ） 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日まで

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（開館時間）

第4条の2 科学館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

第5条の見出し中「使用料」の次に「の納入」を加え、同条第1項を次のように改める。

第7条第1項に規定する使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める入場料、別表第2及び別表第3に定める使用料並びに教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める付帯設備使用料を納入しなければならない。

第7条第1項中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第7条の次に次の2条を加える。

（使用権の譲渡等の禁止）

第7条の2 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等）

第7条の3 使用者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

第8条中「既納の」を「既に納入された」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「入館を拒否し、使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる」を「第7条第1項に規定する使用の承認をしないものとする」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「認められた」を「認められる」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

第9条第5号及び第6号を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

(使用承認の取消し等)

第10条の2 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項に規定する使用の承認を取り消し、又は使用の停止若しくは制限をすることができる。

(1) 使用の目的又は第7条第2項の規定により付した使用の条件に違反したとき。

(2) この条例又は規則に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により第7条第1項に規定する使用の承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が科学館の管理上特に必要があると認めたとき。

第11条第1項中「第9条」を「前条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第12条中「相当と認めた」を「相当と認める」に改め、同条ただし書を削る。

第13条を第19条とし、第12条の次に次の6条を加える。

(入館の拒否等)

第13条 指定管理者は、科学館の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者に対し、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第14条 科学館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体が教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第15条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により科学館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会)

第16条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査を行わせるため、教育委員会の附属機関として、足立区ギャラクシティ指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する選定審査に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が選定審査に必要な期間を定めて、委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の業務範囲)

第17条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する事業（教育委員会の権限に属するものを除く。）

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が科学館の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び科学館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、科学館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、科学館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

別表第2備考2中「既納の」を「既に納入された」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、第11条に1項を加える改正規定及び第13条を第19条とし、第12条の次に6条を加える改正規定（第13条、第17条及び第18条に係る部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区ギャラクシティ指定管理者 選定審査会	日額 2万1,000円
--------------------------	-------------

(提案理由)

施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。